

婚姻届

令和 年 月 日届出

(あて先) 大阪市 区長

登記簿 (大阪市・区長印) 受理 令和 年 月 日 送付 令和 年 月 日 書類調査 戸籍記載 記載調査 調査票 附 票 住民票 通知

届書中 字加入 字削除 字訂正

婚姻届をして住民登録はかわりませ んので、住所を変更するときは旧住所 地で「転出届」をし、新住所地で「転 入届」をしてください。

婚姻後は夫婦で新しい戸籍 がつくられますのでその場 所を書いてください。

連絡先 (昼間連絡が取れるところ) 電話( )番 自宅・勤務先・ 呼出( )方

婚姻届表 (夫になる人: 大阪太郎, 妻になる人: 浪速花子) (1)氏名 (2)住所 (3)本籍 (4)婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍 (5)同居を始めたとき (6)初婚・再婚の別 (7)同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と (8)夫妻の職業

記入の注意

- 鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
◎ 婚姻する方が未成年のときは父母の同意が必要です。同意書を添付するか、届書の「その他」欄に「この婚姻に同意する」と書いて、父母が署名してください。

証人表 (甲野一雄, 乙川和子) 署名, 生年月日, 住所, 本籍

証人には、成年の方であればどなたでも なることができます。

- 「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
□には、あてはまるものに☑のようにするしを必ずつけてください。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合は、新しい戸籍が作られますので、希望する本籍を書いてください。
再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。内縁のものはふくまれません。
届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

ご持参いただくもの
○ 本籍地でない役所に届け出るときは、戸籍謄・抄本が必要です。大阪市に提出する場合は戸籍抄本ですが、再婚等の場合は戸籍謄本を必要とすることがあります。
○ 外国籍の方は、上記以外にもご持参いただくものがありますので、区役所にお問合せください。
届出地
夫になる人もしくは妻になる人の本籍地、又は所在地のいずれかの役所に出してください。この届は、土・日曜日や祝日も届け出ることができます。ご不明な点があれば、事前にご相談ください。
《届出人の本人確認について》
虚偽の届出防止のため、届出人の本人確認を実施しています。運転免許証やパスポートなど、本人確認ができるものをご持参ください。なお、本人確認資料をお持ちでない方でも届出はできますので、窓口にお申し出ください。

お問い合わせは